平成２６年（フ）第１２号
兵庫県洲本市由良１丁目４番36号
債務者　清水　雄治
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第４１７号
熊本市東区月出１丁目２番２号　前田ハイツ302、前住所熊本市東区新生２丁目37番10号
債務者　外山　美苗
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４７９号
熊本市東区西原３丁目２番14―106号　託麻団地
債務者　緒方ゆうこ
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９４号
福島県郡山市三穂田町八幡字後町３番地の２
債務者　遠藤　　泉
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第６９５号
神戸市垂水区西舞子９丁目21番23―303号
債務者　箕口喜美子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５５号
神戸市兵庫区下沢通８丁目２番２―306号
債務者　前田　賢一
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４９２号
名古屋市中区栄１丁目12―６　秋月ハイツ1002号室、住民票上の住所愛知県小牧市新町３丁目160番地　スペース小牧203号
債務者　松井　亮太
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３０号
神奈川県小田原市飯泉1246番地の１　第11松本ハイツＥ号室、前住所神奈川県小田原市前川155番地の１　ジェネス小田原304伊藤方
債務者　齋藤　幸二
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３７０号
熊本市南区南高江１丁目18番82号　クリスタル東301号、前住所熊本市南区川口町1831番地
債務者　鶴田　希実
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５１２号
熊本県宇城市不知火町柏原62番地　ホワイトハイツⅠ―207号
債務者　関　幸夕里
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５３３号
熊本市中央区平成３丁目５番17号　ラポール平成２号館201号、前住所千葉県柏市北柏３丁目７番地２　フジタ北柏マンション201号
債務者　山内　達也
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０号
大分県佐伯市6643番地７
債務者　上野　貴矩
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
大分県佐伯市蒲江大字葛原浦1098番地１
債務者　大黒　一樹
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
大分県佐伯市蒲江大字葛原浦1098番地１
債務者　大黒　須美
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
岩手県上閉伊郡大槌町金澤第25地割14番地
債務者　佐々木建次
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第３９号
秋田県鹿角市花輪字柴内太田谷地64番地19
債務者　川村　綾子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第２８８号
茨城県水戸市千波町1799番地の245　県営千波アパート６棟101号
債務者　秋山志寿加
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
水戸地方裁判所